

工事登録希望業種・部門

◇登録を希望する業種の「希望順位」欄に、順位を記載してください。
 ※工事の登録可能業種は、130万円以下の維持修繕工事を含めて10業種までです。また、130万円以下の維持修繕工事（経営事項審査による経営規模等評価結果、完成工事高の平均が500万円未満又は経営事項審査を受けていない業種）は5業種までとなります。
 ◇選択した業種の中から、登録を希望する部門を選択し、「登録部門」欄に○印を記載してください。
 ◇総合評定値、完成工事高、技術職員数については経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の同じ項目を転記してください。
 ※工事等級については、有効資格期間内において、新たな経営規模等評価結果が出ても、資格審査申請時点での数値等で確定します。（有効資格期間内は変動いたしません。ただし、新たに業種を追加する場合を除く。）

建設業の許可番号	—	審査基準日	令和 年 月 日
----------	---	-------	----------

業種コード	業 種 名	希望順位	登録部門	部門コード	部 門 名	建設業許可区分	総合評定値(P)	完成工事高(年平均) (単位:千円)	技術職員数(人)				
									1級	2級	その他	監理技術者	
0001	土木一式			05	土木一式								
				20	大口径管渠推進								
				25	小口径管渠推進								
				55	PC橋梁								
				70	公設汚水樹設置								
0002	建築一式			10	建築一式								
				20	木造								
0003	大工			10	大工								
0004	左官			10	左官								
0005	とび・土工・コンクリート			01	とび・土工・コンクリート								
				15	杭								
				35	地盤改良								
				45	保安施設設置								
				50	外構								
0006	石			10	石								
0007	屋根			10	屋根								
0008	電気			10	総合電気設備								
				20	発電変電設備								
				50	信号設備								
				60	上下水道施設電気設備								
※ 0009	管			10	給排水設備								
				20	冷暖房空調設備								
				40	ガス配管								
				50	冷凍冷蔵設備								
				60	水道配管								
0010	タイル・れんが・ブロック			10	タイル・れんが・ブロック								
0011	鋼構造物			10	鉄骨								
				20	鋼橋梁								

※注「0009 管 給排水設備」に登録する場合は、「青森市指定給水装置工事事業者」又は「青森市指定排水設備工事事業者」のいずれかの許可が必要
 ※注「0009 管 水道配管」に登録する場合は、(公社)日本水道協会が発行する配水管技能者登録証を有する技術者が必要。

